

島原税務署からのお知らせ 令和7年分確定申告について

確定申告会場ではスマホをお持ちの人は、ご自身のスマホでマイナンバーカードを使って、ご自身で申告書の作成を行っていただけます。

そのため、次の【申告会場への持参品】を忘れた場合、申告書を作成できない場合があります。

【申告会場への持参品】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号2種類(署名用:英数字6~16桁、利用者証明用:数字4桁)
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
- ・申告関係書類

会場

島原税務署 島原市弁天町1丁目7403

※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関でご来場ください。

期間

2月16日(月)~3月16日(月)

※土日祝日は休みとなります。

受付

午前9時~午後4時

●「入場整理券」が必要です

- ・配付状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- ・「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEアプリからオンライン事前予約ができます。
希望日14日前から申込可能です
(会場でも当日配付します)。



国税庁
LINE 公式アカウント
アカウント名:国税庁
ID: @kokuzei
LINEアプリの「友達追加」または
QRコードで簡単登録

●申告相談の事前予約、来場時の留意事項

- ・不動産の売却・贈与税について、申告会場での申告相談希望者は、上記会場開設期間の火曜~木曜日にお越しください(月曜・金曜日は、担当者が申告会場に従事しないため)。
- ・島原税務署では、2月15日以前は確定申告書の提出のみ受け付けて、確定申告の相談は行いませんので、申告相談を希望者は、2月16日以降にご来署ください。

税務署職員による出張相談

4日間の出張相談を行います。

次に該当される人は期間中に相談をお願いします。

- ・譲渡所得(土地・建物および株式・先物取引)のある人
- ・住宅借入金等特別控除適用の1年目の人
- ・肉用牛の売却による農業所得の特例を受ける申告をする人
- ・消費税の申告をする人

問 税務課(西有家庁舎) ☎ 73-6642

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(月)~3月16日(月)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

8・9ページの日程で、申告・相談の受付を行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

市県民税の申告が必要な人

下記の①~③に該当しない、令和8年1月1日現在で南島原市に住所がある人。

- ①税務署へ確定申告をした人
- ②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人
- ③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。

※国民健康保険加入世帯は保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要です。収入がない場合も必ず申告を行ってください。※給与所得者で給与以外の所得(個人年金など)が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

所得税の確定申告が必要な人

- ・農業や事業を営んでいる人
- ・給与の年収が2,000万円を超える人
- ・土地や建物などを売った人
- ・1ヵ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- ・2ヵ所以上から給与を受け、「年末調整していない給与の収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得」の合計が20万円を超える人
- ・公的年金収入がある人で、次のいずれかに該当する人
 - ①公的年金などの収入が400万円を超える人
 - ②公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円を超える人

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告を行ったり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、特例の適用はなくなります。確定申告をする場合は、ふるさと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

申告に必要なもの

- ①税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」
※通知が届いた人のみ
- ②源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- ③収入や支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- ④生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などある人は、支払調書など
- ⑤控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の控除証明書
- ⑥寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- ⑦金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- ⑧申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーがわかるものと本人確認書類
- ⑨医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」
※医療費の領収書の添付または提示の必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。